

令和 6 年

第 9 回農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 6 日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第2号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
9 番	樋上 豊	10 番	島倉 忠悦
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（1人）

11 番 長谷 吉宗

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について 報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について 報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第9回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

なお、11番 長谷委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。
これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「18番 明石委員」「19番 末永委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

樋上委員

受人は射水市に農地を持っておらず、他市町村から発行された耕作証明書の提出だけで実態が見えないが、許可を出すことはできるのか。

事務局（高木）

農地法上の問題がなく、書類が揃っていれば、本人や担当の行政書士に詳細も確認した上で申請書を受け付け農業委員会で審議することになる。

高橋委員

このような案件は、慎重に審議する必要があると考える。

事務局（高木）

農地利用状況調査等を通して、農地が適正に利用されているか注視していく。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号4番について、高橋委員から説明をお願いします。

高橋委員

議案第2号の申請番号4番について説明します。

今回の申請地には現在、建物が建っている状態であり、昭和55年頃、申請者の亡き父〇〇氏が鋳物職人として独立した後、作業用の建物を建築してしまいました。その父も令和4年に他界し、その後、〇〇氏が相続したことから今回申請地が農地であることが発覚したものです。申請地が既に40年以上経過しており、建築した〇〇氏も亡くなっていることから詳細については不明ですが、関係者一同が農地法等に対する理解と認識が足りなかったことから、転用許可を取らずに無断転用したことを深く反省しており、これを機に是正したい考えがあり今回の申請に至りました。

申請者は、今後も作業所を物置として利活用したいと考えており、実際に庭木の維持管理のための資材等を保管するためにも必要性が高く、宅地内には他に余裕がないことから代替可能性はないと考えます。引き続き周辺に被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からは同意を得ら

れていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第2号については、承認することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

高越委員

相続について、登記上の持ち分について伺いたい。

事務局（高木）

農地法第3条の3の規定による届出は、相続登記を終えられてから届出してもらっている。農業委員会で共有名義にせずに1人にしてほしい等と言える強制力はない。

堀会長

例えば、共有名義になっているときに中間管理機構を通して貸し付ける場合、代表者を立てて、代表者と中間管理機構とで契約する方法もある。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第9回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時45分

令和6年第9回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年10月7日（月）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 農地利用状況調査及び今後の予定について

3 農地利用最適化活動について

- ・令和6年度内報
- ・活動日数目標（6日／月）

議 長

署名委員

署名委員